

和光市議会だより NO.101 （平成30年8月1日発行）

【用語解説】

■学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間（主に放課後や学校の長期休業時を指す）、家庭にいないものに、授業後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。（児童福祉法第6条第3項より）

■放課後子ども教室

すべての子供を対象に、学習や交流、スポーツ等の活動の機会を提供する事業（国の放課後子ども総合プラン）。和光市では、毎日の居場所（わこうっこクラブ）と、各校月2～3回のプログラム（子ども教室）を実施。